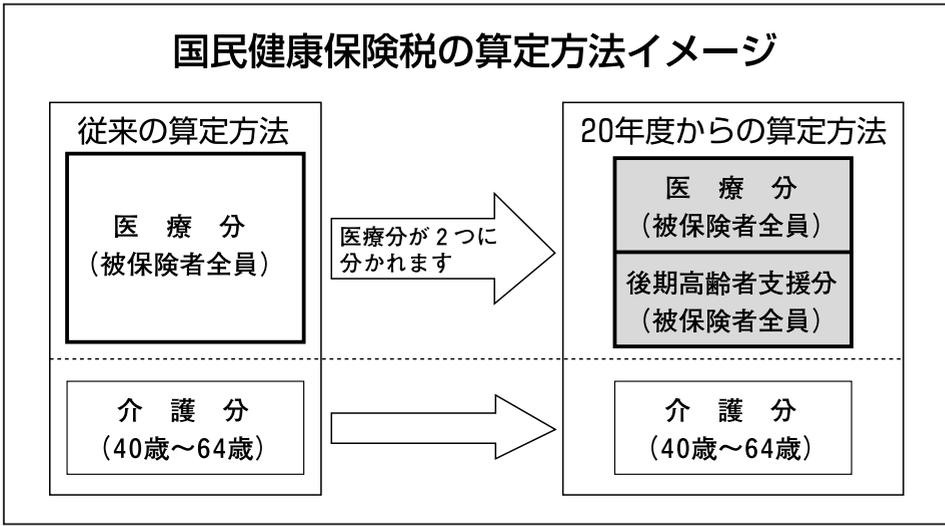


国民健康保険税の算定方法イメージ



20年度国民健康保険税の改定概要

区分		改定前	改定後
医療分の税率等	応能割	所得割税率 (世帯の所得に応じて計算)	4.3%
		資産割税率 (世帯で有している固定資産に応じて計算)	16%
	応益割	均等割額 (被保険者数に応じて計算)	27,800円
		平等割額 (世帯ごとに計算)	11,000円
医療分の賦課限度額		560,000円	470,000円
支援分の税率等	応能割	所得割税率	1.15%
		資産割税率	3.2%
	応益割	均等割額	8,200円
		平等割額	1,200円
支援分の賦課限度額			120,000円
介護分の税率等	応能割	所得割税率	1.1% (改定なし)
		資産割税率	7% (改定なし)
	応益割	均等割額	8,400円
		平等割額	4,200円
介護分の賦課限度額		90,000円	90,000円 (改定なし)

特定世帯は、医療分・支援分についての平等割額が5年間半額となります。
 なお、特定世帯とは、国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入する場合で、被保険者が1人となる世帯をいいます。

20年度から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴い

国民健康保険税の仕組みが変わります

国民健康保険税の仕組み

これまで国民健康保険税(国保税)は、医療分(被保険者全員に課税と介護分(64歳の被保険者に課税)の2区分で課税していましたが、20年度から新たに「後期高齢者支援分」(被保険者全員に課税)が追加され、医療分が2つに分かれます。

所得が一定額以下の方に対する軽減

国保税では、所得が一定額以下の方に対する軽減措置が制度化されています。軽減判定をするとき、世帯に長寿医療制度へ移行する方がいることにより国保加入者が減少し、被扶養者でなくなった方が国民健康保険税に課税されることとなります。

社会保険等で扶養になつていた方の国保税の減免(申請が必要です)

社会保険等に加入していた方が長寿医療制度に移行することによって、社会保険等の被扶養者でなくなった方が国民健康保険税に課税されることとなります。

税(を合算して3区分で課税することになりました(左図参照)。これに伴い、税率等(医療分・後期高齢者支援分)を左表の通り改定しました。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴う新たな緩和措置

長寿医療制度の創設に伴い、この制度に移行する方の世帯に引き続き国民健康保険(国保)に加入する方がいる場合、国保税が急激に増加しないよう、新たな軽減措置が制度化されました。

平等割の軽減

世帯に長寿医療制度へ移行する方がいることにより、国保加入者が1人になり、移行した方と継続して同一世帯であれば、5年間は従前と同じように移行した方も含めて、所得が一定額以下の方に対する軽減措置判定をします。

次に該当する世帯に対しては10月から国民健康保険税の特別徴収が開始されます

国保の被保険者全員が65歳である世帯の保険料納付について、世帯主の年金から天引き(特別徴収)が10月から始まり、次から該当する場合は、今までの通り納付書や口座振替により保険料を納める(普通徴収)こととなります。

軽自動車税の納期限は6月2日です

お忘れなく!

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「20年度軽自動車税」の納期限は、6月2日(月)です。既に発送した納税通知書に記載されている金融機関でお納めください。

国民年金

だより

学生納付特例や納付猶予(猶予)の期間は保険料の追納が可能です

過去に「学生納付特例」「保険料免除」「若年者納付猶予」の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、「保険料免除」は保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金の年金額が減額されます。「学生納付特例」や「若年者納付猶予」は、老齢基礎年金額の計算に入りません。

しかし、免除などの承認を受けていた期間については10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める追納制度があります。

なお、17年度以前の期間については追納する場合は、(追納額は左表を参照)

20年度に追納する場合の額

年度	追納額(月分)
10年度	16,590
11年度	15,950
12年度	15,320
13年度	14,740
14年度	14,180
15年度	13,970
16年度	13,770
17年度	13,810
18年度	13,860
19年度	14,100

上記の額は、過去に学生納付特例や保険料全額免除、納付猶予の承認を受けた年度の保険料を20年度に追納する場合のものです。なお、18年度と19年度は追納加算金はありませぬ。

「ご意見をお待ちしています」

東久留米市交通安全対策協議会報告書(素案)に対するパブリックコメントを募集

市では、交通安全対策基本法に基づき市町村交通安全計画を策定するため、東久留米市交通安全対策協議会を設置し、東久留米市交通安全計画の策定に向けた検討を重ねています。

報告書(素案)は、市政情報コーナー(市役所2階)、都市計画課(同5階)、市ホームページでご覧いただけます。

【募集方法】報告書(素案)についてのご意見をA4用紙で1枚程度にまとめ、5月16日(金)～6月13日(金)に(必着)在住の町名(東本町柳窪など・年代(20代、30代など)を記入して、〒203-8555、市役所都市計画課(〒470-7809)に提出してください(電話での受け付けはできません)

【注意】頂いたご意見は、東久留米市交通安全対策協議会での検討の参考にするものとさせていただきます。

納税にご協力ください

6月2日(月)は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470-7729へ。

都市計画課メールアドレス
toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp